

令和2年 第4回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和2年4月27日(月)				
開催場所				坂戸市役所 301・302 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 1 時56分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 3 時20分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 19名		欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	清水 定人	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会議件名及び顛末			

会 長 委員の皆様ご苦労様です。
現在の出席農業委員 11 人、欠席委員 0 人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第4回農業委員会
を開会いたします。

会 長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議 長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、6番武藤委員、7番黒川委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し
議題とします。

1、2番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の譲受人は、妻と子供2人の4人で長野県の一戸建てに住んでいますが、年齢が62歳になり老後のことを考え、現在居住の住宅を次男に譲り長男夫婦のとなりで生活するため申請地に住宅を建築する計画をしました。

申請地の選定理由は、申請地が長男夫婦の家となりであるため孫の面倒をみることもできるし、将来は介護してもらえるなどお互いに助け合うことができること、仕事はリホーム・エクステリア関係の自営で飯能市や秩父市に取引先があり、また、関越自動車道や圏央道が利用しやすく遠方の現場に容易に行くことができることなどです。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2番の譲受人は、妻と子供の3人でふじみ野市の自己所有マンションに居住しておりますが、このマンションには結婚前から住んでおり、この後家族が増え手狭になったため売却し、自己用住宅を建築する計画をしました。

申請地の選定理由は、鶴ヶ島市の実家と車で15分ほどで行き来できること、家族ぐるみでお付き合いをしている友人が同じ地域内に住んでいること、商業施設や医療施設等が近くにあり生活環境が整っていることなどです。

農地転用許可基準の立地基準は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施設が設置されている場合、第3種農地と判断されます。申請地は、東側の市道に給水管及び下水管が埋設され、接続が可能であります。また、500m以内に小学校及び脳神経外科があり、教育施設と医療施設があることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水本管への放流となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1 番 三芳野地区 中里農業委員 2 番 入西地区 齊藤委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席 5 番 1 番の申請地は、周りを住宅に囲まれたでおり、となりは長男の住まいとなっております。譲受人は長野県内の一戸建て住宅に夫婦二人で住んでいますが、高齢になったため今後のことを考え、長男夫婦のとなりに住宅を建築することとしたものです。申請地の周辺には転用により建築した 11 号住宅が建ち並んでおり、排水は側溝放流となっているため周辺の農業経営に支障を生じるおそれはないと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 11 番 2 番の譲渡人は、高齢のため庭畑を少し耕作するだけで他の所有地はしばらく耕作されていない状況であります。申請地は市街化区域に隣接する第三種農地で、隣接地は、3 月にご審議をいただいた土地であります。申請地の道路を挟んだ北側には生産緑地がありますが、営農に支障をきたすおそれは考えられないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは次に、3 番から 5 番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

3 番の譲受人は、空調、給排水及び衛生設備工事や住宅リフォーム等を行う会社で、平成 27 年に設立、その翌年に川越市中小坂に事務所を移転しましたが、請負仕事の増加に伴い資材置場及び駐車場が不足することから、申請地に敷地置場及び駐車用場を整備するための申請に至りました。

申請地の選定理由は、申請地は事務所から約 400m と近いうえに資材置場及び駐車場を整備するための広さがあることです。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

4 番の譲受人は、平成 28 年に設立した塗装工事等の建築リフォーム事業を行う事業所で、先月申請地の隣接地に移転しました。現在の敷地では、駐車場及び資材置場が不足することから農地転用を計画されました。

申請地の選定理由は、申請地のとなりに事務所があるため、一体利用ができることです。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置して

いることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

5番の譲受人は、昭和60年に設立した建築用資材販売、産業廃棄物運搬・処理事業等を行っている会社で、申請地の近くにリサイクルセンターがあり、そこで生産した再生砕石等を申請地の隣接地に置いています。近年工事で使用する再生材の利用が高まっており、置場不足が懸念されることから、置場拡張の転用申請に至ったものです。

申請地の選定理由は、現在の置場と隣接しており一体的な利用ができることです。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

3番 三芳野地区 中里農業委員 4番 勝呂地区 宇津木推進委員

5番 大家地区 市川委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 3番の譲受人は、申請地の400mほど南にある事業所で給排水設備等の工事を行っておりますが、事業規模の拡大に伴い駐車場及び資材置場が不足することから転用を行うもので、雨水排水については地下浸透処理となります。転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすことはないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席12番 4番の譲受人は隣接地で塗装業を始めましたが、敷地が狭いため駐車場用地として知人宅を借用していましたが、今後のことを考え申請地を駐車場及び資材置場として転用するものであります。申請地は2種農地であるうえに、既存敷地の隣接地で一体利用が可能で、雨水については宅内浸透であり、周辺農地の営農に支障を及ぼすことはないと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありますので、ご審議をよろしくお願いします。

議席3番 5番の申請地については、5年ほど前に譲受人が周辺農地一体を資材置場として転用した際もれてしまったため今回追加で転用を行うものであります。申請地一体は、以前は桑畑として利用されていましたが、養蚕の衰退に伴い遊休化した状態が続いておりました。申請地は、2種農地であるとともに転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは採決を行います。

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第 14 号は、許可相当と決定いたします。

議長 日程第 3 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、議題といたします。

1、2 番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番について説明します。当初事業計画者は、自己用住宅建築のため昭和 40 年 6 月に農地法第 5 条の許可を受け、所有権を移転し申請地を取得しました。その後、理由は不明ですが住宅を建築することなく事業計画者が亡くなったため、申請地は息子さんに相続されました。継承者は、鶴ヶ島市の賃貸住宅に奥様と 2 人で居住しております。現在の住まいは結婚前から居住しており家財も増えたことに加え、7 月に子供が生まれる予定であり、手狭になることから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、承継者は、新築・リフォームの仕事をしており、現場が坂戸市、鶴ヶ島市、越生町、毛呂山町、日高市で、どの現場にも行きやすいこと、奥様の実家が鎌倉町にあり行き来がしやすいこと、大家森の子保育園、大家小学校、学童保育園が近く子育てしやすい場所であること、現在の住居と近く、近隣には家族ぐるみのお付き合いをしている友人がおり、今までと変わらない環境で生活できること等です。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て汲取槽による処理となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2 番は 1 月に申請のあった 5 条許可申請についての事業計画変更です。以前の計画では、排水は浄化槽及び汲取槽により処理する計画でしたが、申請地南側の市道に埋設されている下水道本管への接続について坂戸・鶴ヶ島下水道組合と協議した結果、自社施行を条件に下水道本管への接続許可を 4 月 3 日に得たため、排水処理を下水道本管への接続に変更するもので、これに伴い、工事計画期間も 3 月 1 日～7 月 31 日を 6 月 1 日～8 月 31 日に変更するものです。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第 1 種農地に該当すると考えられますが、農業用施設を目的とすることから、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号の第 1 種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨

げとなる権利を有する者はなく、排水は下水管への放流となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 大家地区 亀田推進委員 2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席18番 1番案件は、昭和40年6月に農地法第5条許可を得て自己用住宅を建築する計画でしたが、当初の事業計画者が転勤の関係で計画を断念した申請地を相続人が相続したものです。承継者は、賃貸住宅に住んでいますが、家財道具が増え手狭なうえに7月に子供が生まれるため、これを機に自己用住宅の建築を決心したものです。小委員会では、50年前の許可であるうえに、申請地は2種農地で転用目的も同じであることから計画変更は妥当との意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席13番 2番案件は、2月21日農地法第5条の許可を得たものですが、この際は排水処理については、合併浄化槽を設置し汲み取りによる計画でしたが、その後、下水道本管への接続が可能であることから計画を変更するものです。小委員会では、計画変更は妥当であるとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議長 それでは採決を行います。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第15号は、承認相当と決定いたします。

議長 日程第4 議案第16号 農用地利用集積計画(案)についてを上程し議題いたします。事務局より説明してください。

事務局 令和2年4月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。

今月の申し出は、新規分が11件、17筆、面積14,873㎡で、その内、一般分は、9件、15筆、14,167㎡、農地中間管理事業分は、借入1件、貸付1件で2筆、706㎡です。

4月1日設定後の利用権集積面積は、2,653,317.20㎡で、今回設定する面積は14,873㎡、合意解約した面積が2,717㎡ですので、5月1日設定後の利用集積面積は、2,665,473.2㎡となります。

次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第 16 号 農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したい
と思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。
よって、議案第 16 号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 日程第 5 報告第 5 号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 日程第 6 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号に係る事業計画書について
事務局より報告してください。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 次に、次第 4 のその他について事務局より説明してください。

(その他について資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

議席 18 番 農業委員及び推進委員の改選に際し担当地区割はあるのか。

事務局 農業委員会法の改正により、農業委員の地区割りは撤廃されたが、推進委員は 5
地区の地区割りにより選任していただく。

事務局 コロナウィルスの感染防止の観点から、密接・密集を避けるため農業委員会の参
加者を制限している自治体がある。農業委員については、過半が出席しないと委員
会が成立しないことから出席していただくこととするが、推進委員については、担
当地区議案がない場合は出席を見合わせることにし来月の農業委員会からコロナ
ウィルスが終息するまでの間実施させていただきたいと考えております。

議 長 今後の委員会の運営については、ただ今の提案のとおり実施することにより

ですか。

(意見なし)

議長 意見がないようですので、来月の農業委員会から提案による方法で実施することとします。

議長 以上で、令和2年第4回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年4月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員